

第 5 次芦屋市総合計画 策定方針

1 はじめに

本市では、昭和 46 年（1971 年）に芦屋市総合計画、昭和 61 年（1986 年）に芦屋市新総合計画、平成 13 年（2001 年）に第 3 次芦屋市総合計画、平成 23 年（2011 年）に第 4 次芦屋市総合計画（以下「第 4 次総合計画」という。）を策定し、芦屋国際文化住宅都市の建設を進めてきた。

このたび、第 4 次総合計画の計画期間が平成 32 年度（2020 年度）で終了するため、令和 3 年度（2021 年度）以降の市の方向性を市民へ示すとともに、まちづくりの羅針盤とするため、最上位計画であり、市の目指すべき姿へのストーリーである第 5 次芦屋市総合計画（以下「次期総合計画」という。）を策定する。

（これまでの総合計画）

計画名	計画策定年	将来像
芦屋市総合計画	昭和 46 年（1971 年）	自然の美、人工の美、人間の美が調和した品位と風格のある個性豊かな住宅都市
芦屋市新総合計画	昭和 61 年（1986 年）	誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市
第 3 次芦屋市総合計画	平成 13 年（2001 年）	知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市
第 4 次芦屋市総合計画	平成 23 年（2011 年）	自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

2 市民アンケート結果を踏まえた策定

平成 30 年 2 月実施の「芦屋のまちづくりについての市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）では、9 割が「住みよい」と回答し、居住地として芦屋市を選んだ理由として、「地域イメージが良い」や「生活環境（まちの清潔さ）が良い」が多く選ばれている。

子どもが育つ環境に対して、若い世代を中心に肯定的な評価が多いが、「子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている」ことについては、30～40 歳代を中心に否定的な評価が多くなっている。

また、保健・医療サービスについては年齢の高い層で、安全施策や身近な生活環境については若い世代で、それぞれ肯定的な評価となっている。

なお、力を入れて取り組むべき施策として「高齢者の暮らし」「子育てと仕事との両立」「商業の活性化」、「交通ルール・マナー」「保健・医療・福祉連携」に関する回答が多かった。

以上のような市民アンケートの結果を踏まえた本市の強みや、ニーズはあるが市民満足度が低い分野などについて、特に意を用いて策定する。

3 総合計画策定の視点・考え方

以下の考え方を基本とし、次期総合計画を策定する。

(1) 基本的な方向

本市の最上位となる計画として中長期的な視点に立ち、本市の目指すべき将来像を設定して市政の方向性を示すまちづくりの指針とする。

策定にあたっては、現在の社会経済情勢を十分に踏まえるとともに、人口減少や少子高齢化、ICTの急速な発達、国際化の進展など今後の環境変化も見据えた計画となるよう十分留意する。

また、各施策分野の課題別計画と連携を図りながら策定を進める。

(2) 市民と行政との共創

総合計画策定のプロセスを市民との創発の場として活用し、市民と協働して市民の意見をより多く取り入れられるよう計画策定を行うとともに共創によるまちづくりの推進を図る。

(3) 人材育成の場としての活用

若手・中堅職員が10年後の芦屋の姿を思い描きながら計画策定に携わることで、中長期的、俯瞰的、多角的な視点に立った未来志向の意識を醸成し、今後の社会経済情勢の変化を的確に捉えた政策形成能力の向上を図る。

(4) 実効性の確保

計画(Plan)を明確にし、実行(Do)を進めるだけでなく、その後の評価(Check)および改善(Action)につなげ、実行した事業が一層実効あるものとなるよう、計画策定と並行して次期総合計画と連動した仕組みづくりを進める。

(5) 創生総合戦略との関係

次期総合計画は創生総合戦略の視点を踏まえ、創生総合戦略の効果的な推進にも資するよう策定するものとする。

4 計画の構成と期間

次期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

(1) 基本構想

市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すもの。

近年の社会経済情勢等の変化の速度に鑑み、基本構想の期間は10年とし、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとする。（芦屋市総合計画に関する規則第4条）

(2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするもの。基本構想を実現するためのまちづくりのストーリーを描く。

効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで、後期を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとする。（芦屋市総合計画に関する規則第4条）

(3) 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みを勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするもの。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定する。（芦屋市総合計画に関する規則第6条）

5 策定体制

次期総合計画は、以下の体制で策定する。

(1) 市民ワークショップ

広く市民を募集し、次期総合計画に盛り込むべき内容について、市民同士が議論する。また、ワークショップには係長級以下の職員も参画する。

(2) 総合計画等推進本部（庁内組織）

市長、副市長、教育長および部長級以上の職員で構成し、第4次総合計画の検証、総括を受け、次期総合計画策定について協議する。

(3) 総合計画等推進本部専門部会（庁内組織）

推進本部の下部組織として、課長級職員で構成し、次期総合計画策定について協議する。

組織ごとの6つの部会で構成し、部会員は各担当の課長級職員とする。

(4) 職員ワーキングチーム（庁内組織）

若手・中堅職員で構成し、施策（案）について協議する。

6分野に分け、既存の枠にとらわれないアイデアを協議する。

(5) 総合計画アドバイザーチーム

学識経験者やまちづくりに関する知見を有する者で構成し、次期総合計画策定の手法や素案等について助言を行う。

(6) 総合計画審議会（附属機関）

学識経験者、市議会議員、市民団体の代表者および特に市長が必要と認める者（公募市民を予定）で構成し、次期総合計画について審議する。

(7) 事務局

企画部政策推進課に設置し、総合計画策定に係る全般の調整および庶務を行う。

(8) その他

上記のほか、必要に応じてワークショップの実施等を行う。

第5次総合計画策定過程

年 月	経過・予定			
平成30年 6月	策定方針の決定		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">庁内体制</p> <p style="text-align: center;">(推進本部)</p> <p style="text-align: center;">【構成】 市長, 副市長, 教育長, 部長 級職員</p> </div>	
7月				
8月				
9月				
10月	<p style="text-align: center;">市民ワークショップ</p> <p style="text-align: center;">【構成】 公募市民36人, 市職員36人</p>	<p style="text-align: center;">団体インタビュー</p> <p style="text-align: center;">【構成】 28団体</p>		
11月				<p style="text-align: center;">アドバイザー会議</p> <p style="text-align: center;">【構成】 学識 経験者 8人</p>
12月				
平成31年 1月				
2月				
3月				
4月				
令和元年 5月				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(専門部会)</p> <p style="text-align: center;">【構成】 課長級職員</p> <p style="text-align: center;">(職員ワーク ショップ)</p> <p style="text-align: center;">【構成】 係長級以下職 員</p> </div>
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月	<p style="text-align: center;">総合計画審議会</p> <p style="text-align: center;">【構成】 学識経験者, 市議会議員 市民団体代表, 公募市民</p>		← 諮 問	
令和2年 1月				
2月				
3月				
4月				
5月			パブリックコメント	
6月				
7月				
8月			→ 答 申	
9月				
10月				
11月			← 提 出	
12月	<p style="text-align: center;">市議会</p>			
令和3年 1月				
2月				
3月				

芦屋市総合計画審議会 予定表

回	日 時		場所	審議内容
第1回	令和1年11月28日(木)	18時～20時	市役所本庁舎 南館4階 第1委員会室	1 審議会に関する説明及び会議録の公表等 2 第5次総合計画策定方針 3 第4次総合計画の総括 4 将来人口推計
第2回	令和1年12月13日(金)	18時～20時	市役所分庁舎 2階	1 芦屋市創生総合戦略の改訂 2 基本構想(素案) 3 前期基本計画(素案)の体系
第3回	令和2年1月23日(木)	18時～20時	市役所本庁舎 南館4階 第1委員会室	1 前期基本計画(子育て・教育) 2 前期基本計画(福祉健康)
第4回	令和2年2月4日(火)	18時～20時	市役所東館 3階大会議室	1 前期基本計画(市民生活) 2 前期基本計画(安全安心)
第5回	令和2年2月27日(木)	18時～20時	市役所東館 3階大会議室	1 前期基本計画(都市基盤) 2 前期基本計画(行政経営)
第6回	令和2年3月18日(水)	18時～20時	市役所東館 3階大会議室	1 前期基本計画(重点プロジェクト) 2 次期芦屋市創生総合戦略